

改正

平成17年9月28日規則第213号

平成18年2月23日規則第25号

平成19年9月28日規則第31号

平成20年11月13日規則第62号

平成21年8月21日規則第37号

平成26年9月30日規則第30号

平成27年3月31日規則第34号

平成28年3月15日規則第1号

平成28年3月28日規則第15号

平成30年8月10日規則第24号

令和元年8月23日規則第10号

宇佐市長が管理する行政文書の開示等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇佐市情報公開条例（平成17年宇佐市条例第18号。以下「条例」という。）第6条第3号及び第19条の規定により、市長が管理する行政文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

(出資法人等)

第1条の2 条例第3条の2に規定する市が出資等を行う法人等で実施機関が定めるものは、市が資本金その他これに準ずるものの2分の1以上を出資している法人その他財政的援助又は人的援助を行うもので、次に掲げるものとする。

- (1) 宇佐市土地開発公社
- (2) 一般財団法人 宇佐勤労者福祉協会
- (3) 株式会社 宇佐八幡駐車場
- (4) 社会福祉法人 宇佐市社会福祉協議会
- (5) 公益社団法人 あじむ農業公社
- (6) 宇佐市施設管理公社

(行政文書開示請求書)

第2条 条例第6条に規定する請求書は、行政文書開示請求書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第3号に規定する実施機関が定める事項は、開示の方法とする。

（公にすることが特に必要である情報）

第3条 条例第7条第2号オの実施機関が定める情報は、交際費の支出を伴う交際に関する情報であって、当該支出に関するものとする。

（行政文書開示決定通知書等）

第4条 条例第10条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書とする。

（1）行政文書を開示する旨の決定をした場合 行政文書開示決定通知書（様式第2号）

（2）行政文書を部分開示する旨の決定をした場合 行政文書部分開示決定通知書（様式第3号）

（3）行政文書を開示しない旨の決定をした場合 行政文書不開示決定通知書（様式第4号）

2 条例第10条第3項に規定する書面は、行政文書開示決定期間延長通知書（様式第5号）とする。

3 条例第10条第4項後段に規定する書面は、行政文書開示決定期間特例延長通知書（様式第6号）とする。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与に係る通知等）

第5条 条例第10条第6項の規定による通知は、行政文書の開示に関する照会書（様式第7号）により行うものとする。

2 条例第10条第6項の規定による意見書は、行政文書の開示に関する意見書（様式第8号）により行うものとする。

3 条例第10条第7項の規定による通知は、行政文書の開示に関する通知書（様式第9号）により行うものとする。

（行政文書の開示の実施）

第6条 条例第11条第1項の規定により行政文書を閲覧する者は、関係職員の指示に従うとともに、当該行政文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、当該行政文書の閲覧を中止し、又は禁止することができる。

（行政文書の写しの交付）

第7条 行政文書の写しを交付するときの部数は、請求に係る行政文書1件につき1部とする。

2 条例第12条第2項に規定する行政文書の写しの交付に要する費用の額は、別表のとおりとする。

3 前項の費用は、前納しなければならない。

(諮問書等)

第8条 条例第13条第1項の規定による諮問は、諮問書（様式第10号）により行うものとする。

2 条例第13条の2の規定による通知は、諮問通知書（様式第11号）により行うものとする。

(審査請求に係る行政文書の開示に関する通知書)

第9条 条例第13条の3において準用する条例第10条第7項の規定による通知は、審査請求に係る行政文書の開示に関する通知書（様式第12号）により行うものとする。

(行政文書任意開示申出書等)

第10条 条例附則第3項の規定による行政文書の開示の申出は、行政文書任意開示申出書（様式第13号）により行うものとする。

2 前項の行政文書の開示の申出に対する回答は、行政文書任意開示回答書（様式第14号）により行うものとする。

(行政文書の目録)

第11条 条例第16条に規定する行政文書の目録は、情報公開室に備え置くものとする。

(運用状況の公表)

第12条 条例第17条に規定する運用状況の公表は、市報に掲載することにより行うものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、行政文書の開示等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年9月28日規則第213号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月23日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月28日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年11月13日規則第62号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年8月21日規則第37号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年9月30日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第34号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月15日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月10日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年8月23日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

区分		費用の額
市の保有する 複写機器を使 用して写しの 作成をする場 合	複写する用紙の大きさが、 日本産業規格A列3番（以 下「A3判」という。）以 下のもの	複写する用紙の枚数に、単色にあつては1枚（片面） につき10円、多色にあつては1枚（片面）につき60 円を乗じて得た額
	複写する用紙の大きさが、 A3判を超えるもの	複写する用紙ごとに、その用紙のうちA3判の大き さに相当する部分を1枚（A3判の大きさに満たな い部分が生じた場合も、これを1枚とする。）とし て算定した枚数に、単色にあつては1枚（片面）に つき10円、多色にあつては1枚（片面）につき60円 を乗じて得た額
上記以外の方法により写しの作成をした場 合		当該写しの作成に要した費用の額
写しの送付に要する費用		実費

年 月 日

(実施機関名)

様

請求者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、事務所又は事
業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)

電話番号 ()

宇佐市情報公開条例第 6 条の規定により、次のとおり行政文書の開示を請求します。

行政文書の件名 又は内容		
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲 覧 (電磁的記録にあつては用紙に出力したもの) <input type="checkbox"/> 写しの交付 (電磁的記録にあつては用紙に出力したもの) <input type="checkbox"/> 視 聴 (専用機器により再生したもの) <input type="checkbox"/> 複写の交付 (電磁的記録を磁気ディスク等に複写したもの)	
	写し又は複写の送付の方法による交付の希望	<input type="checkbox"/> 有

注 □のある欄には該当する□内にレ印を記入してください。

《以下の欄は記入しないでください。》

主 管 課	
備 考	

行政文書開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、次のとおり行政文書を開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	
開示の日時	年 月 日（曜日）午前・午後 時 分
開示の場所	
主管課	電話番号（ ） - 内線

（注）

- 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ主管課に連絡してください。

行政文書部分開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)

印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、宇佐市情報公開条例第8条の規定により、次のとおり行政文書を部分開示することと決定したので通知します。

行政文書の件名	
開示の日時	年 月 日 (曜日) 午前・午後 時 分
開示の場所	
開示しない部分	
開示しない理由	宇佐市情報公開条例第7条第 号に該当
※開示が可能となる期日	年 月 日
主 管 課	電話番号 () — 内線
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対するが裁決あったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、宇佐市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において宇佐市を代表する者は、◇◇◇◇◇です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

(注)

- 1 行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ主管課に連絡してください。
- 3 ※欄は、開示が可能となる期日が明らかである場合に限り記載しています。開示を希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求してください。

様式第4号（第3条関係）

行政文書不開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)

印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、次のとおり行政文書を開示しないことと決定したので通知します。

行政文書の件名	
開示しない理由	宇佐市情報公開条例第7条第 号に該当
※開示が可能となる期日	年 月 日
主 管 課	電話番号 () — 内線
<p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、宇佐市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において宇佐市を代表する者は、◇◇◇◇◇です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

(注) ※欄は、開示が可能となる期日が明らかである場合に限り記載しています。開示を希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求してください。

行政文書開示決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、宇佐市情報公開条例第10条第3項の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

行政文書の件名	
条例第10条第1項に規定する期間の満了日	年 月 日
延長後の期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
主管課	電話番号（ ） — 内線

行政文書開示決定期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで請求のあった行政文書の開示については、宇佐市情報公開条例第10条第4項後段の規定により、次のとおり決定期間を延長したので通知します。

行政文書の件名	
条例第10条第1項に規定する期間の満了日	年 月 日
行政文書のうち相当の部分につき決定をする期間の満了日	年 月 日
行政文書の残りの部分につき決定をする期間の満了日	年 月 日
特例を適用する理由	
主 管 課	電話番号（ ） — 内線

行政文書の開示に関する照会書

第 年 月 日 号

様

（実施機関名）

印

宇佐市情報公開条例第5条の規定により、次のとおりあなたに関する情報が含まれた行政文書について開示請求がありました。

つきましては、当該行政文書を開示することについてご意見があれば、別紙「行政文書の開示に関する意見書」を提出してください。

開示請求があった行政文書に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示請求があった日	年 月 日
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先 （事務担当課）	所在地 電話番号（ ） — 内線

（実施機関名）

宛て

住 所

氏 名

〔法人その他の団体にあつては、事務所又は事業〕
所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名

電話番号（ ） —

年 月 日付け 第 号で照会のありました行政文書の開示について、次のとおり回答します。

1 開示されても支障がない。

2 開示されると支障がある。

（1）支障がある部分

（2）支障がある理由

行政文書の開示に関する通知書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

年 月 日付け 第 号で照会しましたあなたに関する情報が含まれた行政文書について、次のとおり開示することと決定をしたので、宇佐市情報公開条例第10条第7項の規定により通知します。

開示することとした行政文書に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課	電話番号（ ） — 内線
<p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、〇〇〇〇〇に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対するが裁決あったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、宇佐市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において宇佐市を代表する者は、◇◇◇◇◇です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p>	

諮 問 書

第 号
年 月 日

宇佐市情報公開・個人情報保護審査会
会長 様

(実施機関名)

印

宇佐市情報公開条例第10条第1項の決定又は同条例第5条の開示の請求に係る不作為について、次のとおり審査請求がありましたので、同条例第13条の規定により諮問します。

審査請求に係る 行政文書の内容	
決 定 の 内 容	
審査請求年月日	年 月 日
審査請求の趣旨	
事 務 担 当 課	電話番号 () ー 内線

諮 問 通 知 書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

宇佐市情報公開条例第10条第1項の決定又は同条例第5条の開示の請求に係る不作為に係る審査請求について、同条例第13条の規定により次のとおり宇佐市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しましたので、同条例第13条の2の規定により通知します。

審査請求に係る 行政文書の内容	
審査請求年月日	年 月 日
審査請求の趣旨	
諮問をした日	年 月 日
事務担当課	電話番号（ ） — 内線

様式第12号（第9条関係）

審査請求に係る行政文書の開示に関する通知書

第 号
年 月 日

様

(実施機関名)

印

あなたに関する情報が含まれた審査請求に係る行政文書について、次のとおり開示することと決定をしたので宇佐市情報公開条例第13条の3において準用する条例第10条第7項の規定により通知します。

審査請求に係る行政文書の内容	
審査請求に対する決定の内容	
開示することとした行政文書に含まれているあなたに関する情報の内容	
開示決定をした理由	
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課	電話番号 () ー 内線

行政文書任意開示申出書

年 月 日

（実施機関名）

様

請求者 住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、事務所又は事
業所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ）

宇佐市情報公開条例附則第3項の規定により、次のとおり行政文書の開示の申出をします。

行政文書の件名 又は内容		
開示の方法	<input type="checkbox"/> 閲 覧（電磁的記録にあつては用紙に出力したもの） <input type="checkbox"/> 写しの交付（電磁的記録にあつては用紙に出力したもの） <input type="checkbox"/> 視 聴（専用機器により再生したもの） <input type="checkbox"/> 複写の交付（電磁的記録を磁気ディスク等に複写したもの）	
	写し又は複写の送付の方法による交付の希望	<input type="checkbox"/> 有

注 □のある欄には該当する□内にレ印を記入してください。

《以下の欄は記入しないでください。》

主 管 課	
備 考	

行政文書任意開示回答書

第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

印

年 月 日付けで申出のあった行政文書の任意開示については、次のとおり
回答します。

行政文書の件名	
決定の内容	1 開示 2 部分開示 3 不開示 4 不存在
開示の日時	年 月 日（ 曜日） 午前・午後 時 分
開示の場所	
開示しない部分	
開示しない理由	宇佐市情報公開条例第7条第 号に該当
※ 開示が可能となる期日	年 月 日
主 管 課	電話番号（ ） — 内線

（注）

- 1 行政文書の開示を受ける際には、この回答書を提示してください。
- 2 指定された開示の日時に来庁できないときは、あらかじめ主管課に連絡してください。
- 3 ※欄は、開示が可能となる期日が明らかである場合に限り記載しています。開示を希望される場合は、この欄に記載された日以後に改めて請求してください。